

人と地球の環境を大切にするサステナビリティ経営

Enviroment (環境)

- ・ 気候変動
- ・ 環境マネジメント

Social (社会)

- ・ ダイバーシティ
- ・ 人財理念

Governance (ガバナンス)

- ・ コンプライアンス
- ・ リスクマネジメント

・気候変動

【TCFD提言を活用した成長機会の取り込みとリスクへの対応】

当社グループが事業展開を行っているエレクトロニクス業界では、DX（デジタルトランスフォーメーション）推進に向けたIoTの進展、AI・産業ロボットの活用やカーボンニュートラルに対応した自動車業界における急速なEV化などにより、新たな電子部品需要の拡大が見込まれ大きな変革期を迎えています。気候変動に伴う環境変化の不確実性が高いことから、当社として多様化する事業環境・事業課題の変化に対し迅速かつ最適な対応ができるポートフォリオを持ち、気候変動による成長機会の取り込みおよびリスクへの適切な対応を行うことが重要であると考えています。

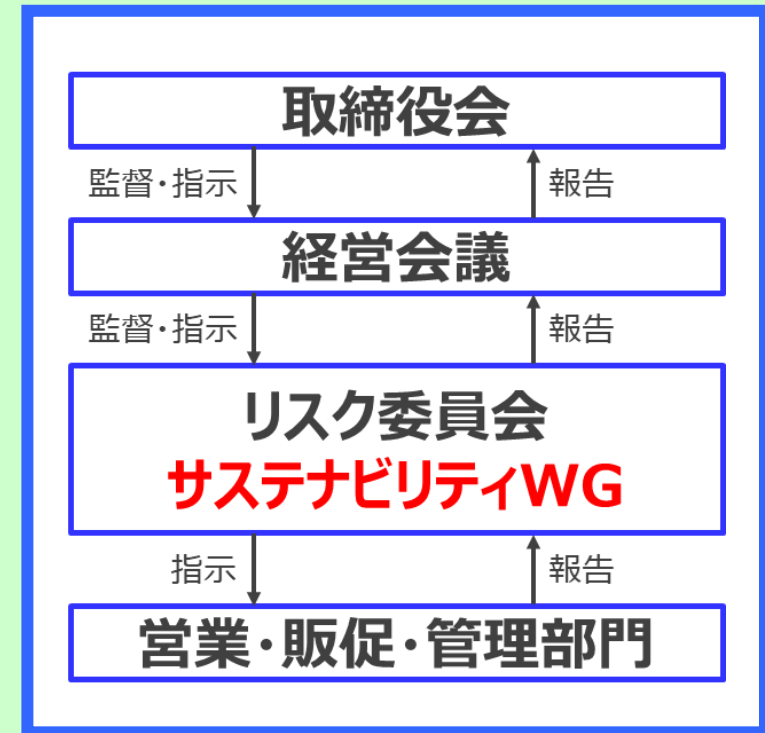
TCFD提言を当社の気候変動対応の適切さを検証するベンチマークとして活用し、持続可能な成長に向け、成長機会の取り込みおよびリスクへの対応を行っていきます。

TCFD提言内容の中には議論途上のものや、対応には複数年を要するものがありますが、取り組んだ内容から順次、情報開示を拡充する方針です。

・ 気候変動

・ ガバナンス

当社は代表取締役社長を委員長とする「リスク管理委員会」内にサステナビリティ・ワーキンググループを設置しております。気候変動に関する重要事項を審議し、その結果を取締役に報告いたします。サステナビリティ・ワーキンググループは、中長期的な課題の検討、気候変動による事業リスク・機会の共有や対策を検討しております。今後もリスクマネジメント体制において、取締役会の監督の下、気候変動関連を含むグループ全体のリスク分析と対応策を検討し実施してまいります。



- ・ **気候変動**

- ・ **戦略**

当社は、気候変動に伴うさまざまなリスク・機会を、事業戦略策定上の重要な観点の一つとして捉えています。気候変動の影響は中長期的に顕在化する可能性を有することから、短期のみならず、2030年以降の中長期の時間軸で、リスク・機会の特定を行ってまいります。また、外部動向の変化も踏まえ、定期的にリスク・機会の分析・評価の見直しを行ってまいります。

- ・ **気候変動**

- ・ **リスク管理**

当社が留意すべき気候変動に係るリスク・機会については、定期的に行う社内外調査結果を基に、サステナビリティ・ワーキンググループにおいて評価・特定しています。評価・特定したリスク・機会は、サステナビリティ推進体制の下、戦略策定において活用してまいります。

- ・ **気候変動**

- ・ **指標と目標**

当社では、気候変動関連の機会の取り込み、リスクの低減を目指し、指標と目標を設定してまいります。

指標：温室効果ガス（GHG）排出量の削減

・ 環境マネジメント

【環境方針】

当社グループは、日常の仕事を通じ新しい文化の創造に参画し、社会に貢献するため、環境問題への積極的な対応を経営上の最重要課題の一つとして位置づけます。また社会・経済の発展と地球環境との調和を目指す「持続可能な発展」の実現に向けて努力します。

当社の環境方針は、当社ホームページ上に開示しています。

<https://www.shinko-sj.co.jp/csr/environment.php>

・ダイバーシティ

当社は、経営理念のもと人材の登用等においては、多様性を重視して、個々人を尊重・受容し組織の力を最大限に発揮するために最適な 人材を登用します。多様な個人が能力を最大限に発揮できる環境整備づくりと人材育成に取り組み、平等に機会を提供します。

当社のダイバーシティ基準原則は、当社ホームページ上に開示しています。

https://www.shinko-sj.co.jp/pdf/csr/policy5_20220624.pdf

・ 人財理念

当社グループは、創業以来「人間尊重主義」を掲げ、企業活動に取り組んでいます。これは、企業を支えるのは一人ひとりの社員であり、企業の目的のひとつが「社員の自己実現」であるということを明文化したものです。

当社の人財理念は、当社ホームページ上に開示しています。

<https://www.shinko-sj.co.jp/recruit/company/philosophy.html>

・コンプライアンス

・取締役・使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス全体を統括する組織として、取締役社長を委員長とし、社外弁護士も参加するコンプライアンス委員会を設置しております。

当社は、コンプライアンスを法令はもとより社会的規範等を遵守するための行動指針と定義して「企業行動規範」「企業行動基準」を定め、企業活動に取り組んでいます。

当社の「企業行動規範」「企業行動基準」は、当社ホームページ上に開示しています。

<https://www.shinko-sj.co.jp/csr/compliance.php>

・ リスク

・ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、企業価値を高め、企業活動の持続的な発展を実現することを脅かすあらゆる損失の危険に対処すべく、トータル・リスクマネジメントを統括する組織として、取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置しております。